

**被扶養者
国内居住 例外 該当・不該当届**

健康保険

常務理事	事務長	部長	課長	課長補佐	係長	主任	係

令和 年 月 日提出

受付印

被保険者 記号	
事業所 所在地	〒
事業所 名称	
事業主 氏名	
電話番号	

◎記入事項を訂正する際は記入者の訂正印(サイン可)が必要になります。

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者欄	被保険者 番号		氏名	(フリガナ) (氏名)	性別	1.男 2.女	生年月日	5.昭和 7.平成	年	月	日
	取得 年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	報酬月額	千円	受理後の 被扶養者数	名		
	住所	〒									

被扶養者欄 1	(フリガナ)		国内居住要件 例外	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	続柄	居住し ている 国		
	(氏名)		該当	別表1を参考に証明書類を添付してください。 (40歳以上の方は『介護保険適用除外 該当届』も併せてご提出ください)								
			不該当 (日本国内へ帰国)	『住所変更届』も併せてご提出ください (40歳以上の方は『介護保険適用除外 不該当届』も併せてご提出ください)								
国外居住 理由			健保 記入欄	査証 学生証 在学証明書 入学証明書の写し 海外赴任辞令 海外公的機関が発行の居住証明書等 出生や婚姻等を証明する書類の写し ボランティア派遣機関の証明・参加同意書等の写し								

被扶養者欄 2	(フリガナ)		国内居住要件 例外	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	続柄	居住し ている 国		
	(氏名)		該当	別表1を参考に証明書類を添付してください。 (40歳以上の方は『介護保険適用除外 該当届』も併せてご提出ください)								
			不該当 (日本国内へ帰国)	『住所変更届』も併せてご提出ください (40歳以上の方は『介護保険適用除外 不該当届』も併せてご提出ください)								
国外居住 理由			健保 記入欄	査証 学生証 在学証明書 入学証明書の写し 海外赴任辞令 海外公的機関が発行の居住証明書等 出生や婚姻等を証明する書類の写し ボランティア派遣機関の証明・参加同意書等の写し								

被扶養者欄 3	(フリガナ)		国内居住要件 例外	生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日	続柄	居住し ている 国		
	(氏名)		該当	別表1を参考に証明書類を添付してください。 (40歳以上の方は『介護保険適用除外 該当届』も併せてご提出ください)								
			不該当 (日本国内へ帰国)	『住所変更届』も併せてご提出ください (40歳以上の方は『介護保険適用除外 不該当届』も併せてご提出ください)								
国外居住 理由			健保 記入欄	査証 学生証 在学証明書 入学証明書の写し 海外赴任辞令 海外公的機関が発行の居住証明書等 出生や婚姻等を証明する書類の写し ボランティア派遣機関の証明・参加同意書等の写し								

- この届書は、被扶養者認定要件の「日本国内に住所を有するもの」の例外として、被扶養者（新規加入者含む）が日本国内に住所を有しないものの、国内に生活の基礎があると認められる場合、またはその状態から日本国内に戻られた場合にご提出いただくものです。

◆ 被扶養者認定要件の追加について ◆

令和2年4月より健康保険の被扶養者認定に際して『日本国内に住所を有する者』であることが要件として追加されました。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められる場合は例外的に認定要件を満たすこととなります。

詳しくは「[被扶養者の国内居住要件等に係る参考資料\(Q&A等\)](#)」をご覧ください。

別表1

◎ 国内居住要件の例外となる事由と証明書類

例外該当事由		証明書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたものであって②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※ 個別に判断

★書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付してください。

国内居住要件 例外 該当 チャート

令和2年4月1日より居住地が国内外を問わず全被扶養者が対象となりました。

